

左右の代行政と一線を画し 階級的官雇労働運動を構築しよう

釜日労組閣破壊に対する統制处分決議

釜日労執行委員会は、昨年10月に起訴した「100円訴訟」について、同年12月、株閣決議を行ない、取り下げた。

執行委員は、株閣決議を守り、組織活動を行はずる当然の義務があるが、これに反し、猪垣・林・高橋の3執行委員は、以下のような、株閣破壊行為を行なつた。

(一) 今年2月上旬、「100円訴訟を斗う会」なる組織を結成し、新たに「100円訴訟」を起訴した。

(二) その諸活動に、「釜日労委員長」「釜日労組合員」など釜前証をとりこんでいるかのようは裁いとつた。

(三) 「100円訴訟を斗う会」なるじらで、「釜日労の意見の对立」として、株閣決議を自らの都合のいいように歪曲させ、釜日労分離運動と結びつけるデマ宣伝を行なつた。

これは明らかに、100円訴訟をしてテコにした株閣破壊行為である。「100円訴訟」は、釜ヶ崎解放をめぐり、釜日労と階級的に対立する西成分会を國家権力（アルジヨア裁判所）に売りゆたす反動行為である。

こうした反動行為は、一時金斗争の階級的評価をさせ、西成分会のジンハネ反対」などと権利至上意識を煽動し、さらに「ジンハネ分離裁判の力でとり戻す」などとアルジヨア裁判に幻想をいたくブルジヨア改良主義がうもたらされていいる。

反動行為である「100円訴訟」をテコにした彼らの株閣破壊は、釜日労をブルジヨア改良主義の反動的地位へと引きずりおとすことをねらったものに他ならない。このことは、今日の戦争と政局反動が煮つまる情勢の下で、帝日主文の手先!! 社民

日共などの労働貴族どものスルジヨア改良主義、議会主義・社会排斥主義潮流と同じ階級的役割を果たすものであり、帝曰主と同盟を結び、労働者と戦争へとかりたてる労働階級の右翼的思潮——産業化の一翼を釜ヶ崎において担つているものに他ならぬ。

「稻垣派」の実践は、議会、裁判所などの資本家の土俵上にのっかり、労働者の改良を行なう小ブル代行政策そのものである。二の二とは、「稻垣派」が釜ヶ崎の限界としての戦斗団主義的偏向を、その裏面としての改良主義の立場がう焉算していることを物語るものである。戦斗団主義も、改良主義も、同根の「左」右の小ブル代行政者であり、釜ヶ崎労働者の自らの解放事業を、全く理解できず、二の二を並みにじるものである。

われわれは、両極の代行政者ときつぱり分岐し、階級的労働運動を擧かねばならない。

以上の二とがりして、釜日労執行委員会は、稻垣・林・高橋の株房破壊に対する総制糾分を、執行委員解任・組合員としての権利停止として行はつ。

右、決議する。

一九八〇年四月六日

釜ヶ崎日雇労働組合 執行委員会

釜ヶ崎解説

1980
4.9

釜ヶ崎日雇労働組合